

11/19 木

防衛相 駆け付け警護を命令 南スーダンPKO あす先発隊

稻田朋美防衛相は18日、南スーダンの国連平和維持活動(PKO)に派遣する陸上自衛隊部隊に安全保障関連法=☆NEWSの言葉に基づく新たな任務の「駆け付け警護」と「宿營地の共同防衛」を付与する命令を出した。新任務を

担う部隊の先発隊が20日、青森空港から現地へ出発する。その後、順次南スーダン入りし、来月12日から新任務が遂行可能となる。現地情勢は流動的で、戦闘に巻き込まれるリスクが高まるのは必至だ。稻田氏は18日の記者会見で、「自衛隊員に犠牲者が出了る」と述べた。新任務の遂行では、首都ジュバの治安情勢について「現在、比較的落ち着いていたが、樂観できる状況ではない」と述べた。

自衛隊員に犠牲者が出了る場合について「全てのことの責任は私にある」と語った。命令は、南スーダンPKOの自衛隊行動命令の一部を変更する内容で、派遣部隊の活動地域をジュバとその周辺に限定。新任務の実施地域も同様となる。医官を3人から4人に増員することも盛り込んだ。12月12日から適用され、新任務が遂行可能となる。

防衛省によると、派遣される陸上第9師団第5普通科連隊(青森市)が中心の11次隊約350人のうち先発隊約130人が今月20日に出発。翌21日にジュバに入る。出発に先立ち稻田氏は19日に青森駐屯地(青森市)を訪れ、壮行行事で激励する。

後続も順次出発、12月15日までには全員が現地に到着する見通しだ。

- 安全保障関連法に基づく新任務の「駆け付け警護」と「宿營地の共同防衛」を実施
- 派遣部隊の活動地域をジュバとその周辺に限定
- 衛生態勢の充実を図るために、医官を3人から4人に増員
- 11次隊への指揮移転が行われる12月12日から行動命令を適用